

協定区域	西区井吹台北町5丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2018年9月10日
	面積	25,434.35 m ²		
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2018年9月10日～2028年9月9日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の用途は、一戸建て専用住宅に限る。ただし、次の建築物については建築可能とする。
- ア 親子等が居住する2世帯住宅（玄関の数は問わない。長屋・共同住宅は含まれない。）
- イ 第一種低層住居専用地域に建築できる兼用住宅のうち、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもので、個人経営程度で、運営委員会の承諾を得たもの。
- (2) 建築物の敷地面積の最低限度は、150 m²とする。この協定締結時の区画を併合の上、分割した際も同様とする。
- (3) 建築物の敷地の地盤面の高さは、当該敷地の造成工事竣工時における設定地盤面の高さを変更してはならない（別図：ブーケガーデン西神南地区建築協定区域図参照）。ただし、造園等のための必要最小限の変更は、この限りではない（別表①参照）。
- (4) 敷地境界線から外壁等の面までの距離は1 m以上とする。ただし、下記のものについてはこの限りではない。
- ア 車庫等で軒高が2.3m以下で床面積の合計が5 m²以内のもの
- イ 外壁等の中心線の長さの合計が3 m以下のもの
- ウ 都市計画法による開発行為等により設置されたゴミ置場で、コンクリート塀等により敷地と区画されたものの敷地境界線
- (5) 区域外道路（歩道）、公園、区域内フットパスに接する側に歩行者（自転車含む）、車庫の出入口を設けてはならない。また角敷地にあたる宅地の隅切及び角から5 m以内には車庫の出入口は設置できないものとする（別図：ブーケガーデン西神南地区建築協定区域図参照）。
- (6) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。その場合にあっては、必要最小限のものとし、周辺と調和するよう努めなければならない。
- (7) 機械式立体駐車場の設置は不可とする。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

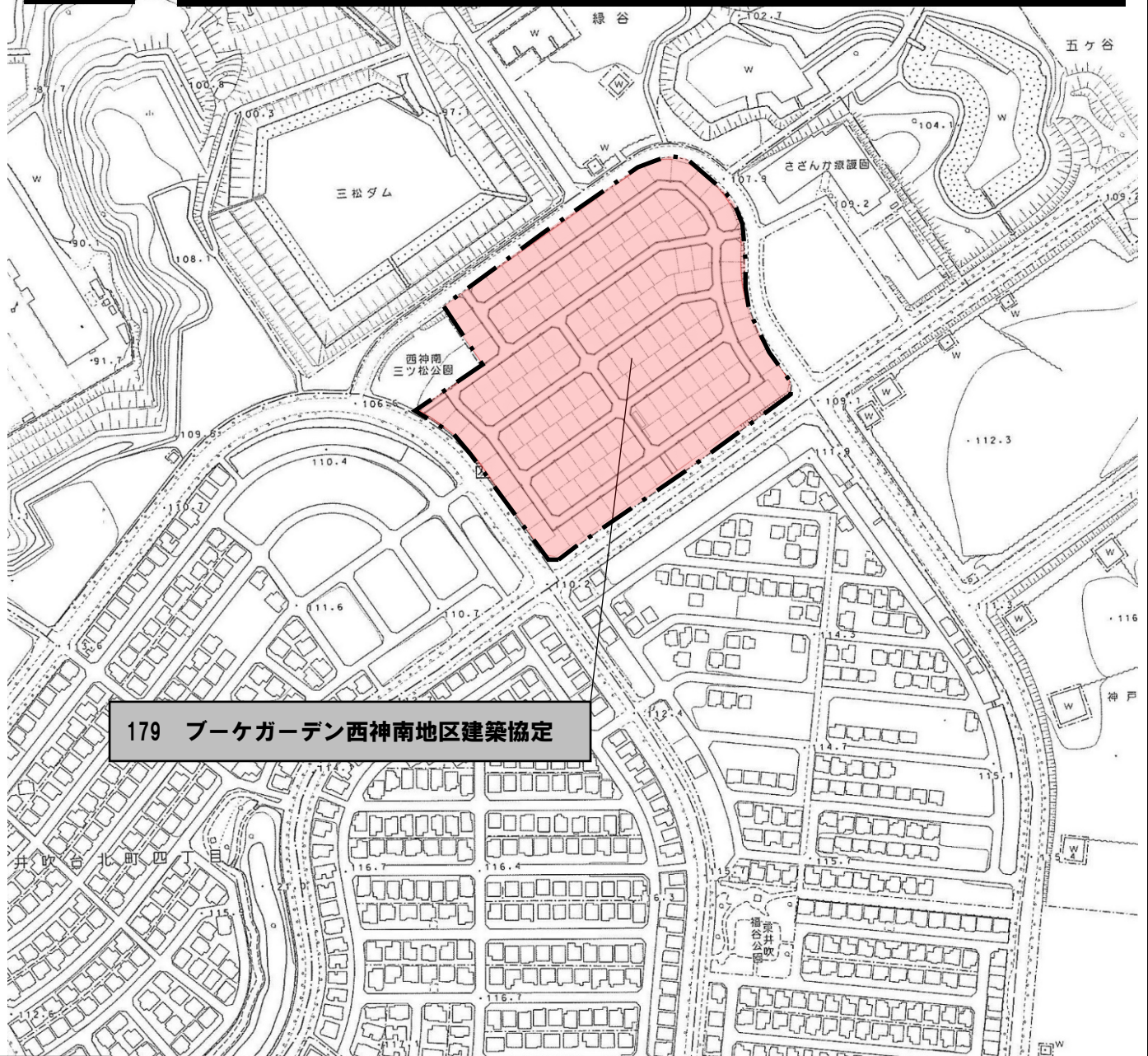
* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

179

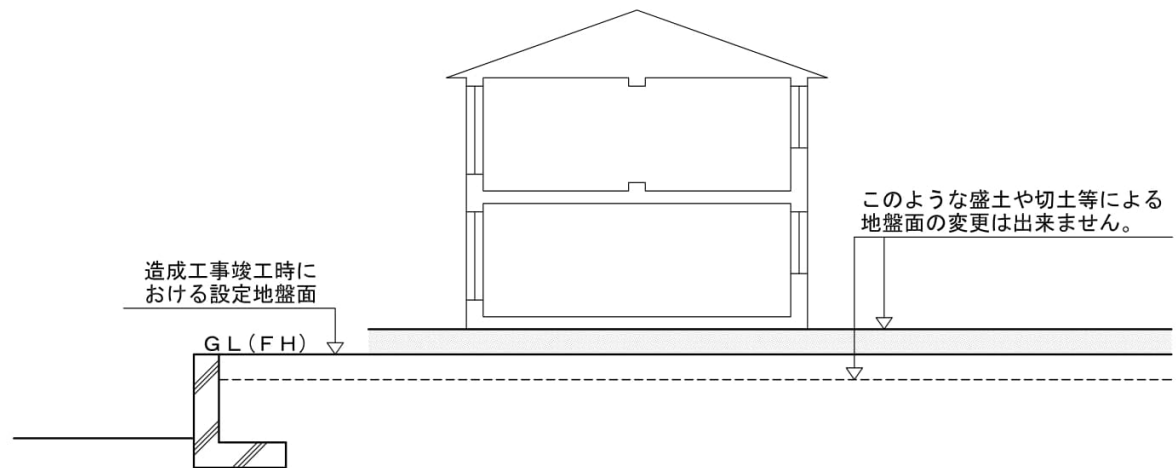
ブーケガーデン西神南地区

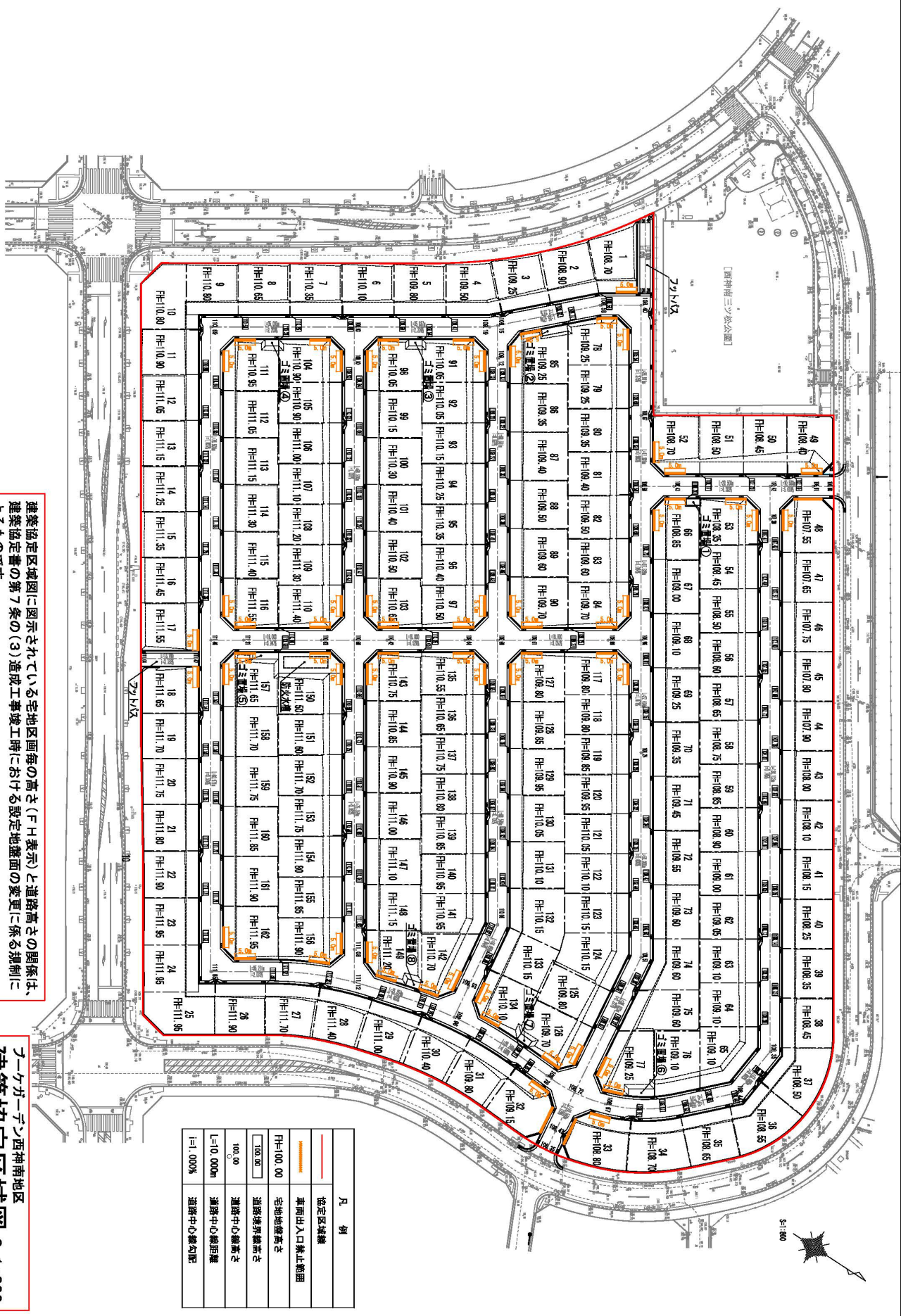


位置図



別表① 第7条（3）





建築協定区域図に図示されている宅地区画毎の高さ（F.H表示）と道路高さの関係は、建築協定書の第7条の（3）造成工事竣工時における設定地盤面の変更に係る規制によるものです。

フーケアーデン西神南地区
建築協定区域図 S=1:800